

横手市農業委員会

令和5年度 第4回

農業委員会総会議事録

令和5年7月18日



## 令和5年度 第4回横手市農業委員会総会議事録

令和5年7月18日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
4. 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第17号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第18号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 報告第5号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

| 議席No. | 委員氏名   | 出欠 | 議席No. | 委員氏名    | 出欠 |
|-------|--------|----|-------|---------|----|
| 1     | 平良木 保  | 出  | 13    | 高瀬 俊作   | 出  |
| 2     | 木村 由美子 | 出  | 14    | 伊藤 亨    | 出  |
| 3     | 菅原 一太郎 | 出  | 15    | 高橋 尚也   | 出  |
| 4     | 佐藤 仁   | 出  | 16    | 佐藤 省美   | 出  |
| 5     | 堀江 一彦  | 出  | 17    | 佐々木 由紀子 | 出  |
| 6     | 佐藤 勇   | 出  | 18    | 吉田 豊    | 出  |
| 7     | 遠藤 タミ子 | 出  | 19    |         | 欠  |
| 8     | 丹波 賢太郎 | 出  | 20    | 高橋 正也   | 出  |
| 9     | 小笠原 夏子 | 出  | 21    | 佐藤 真志子  | 出  |
| 10    |        |    | 22    | 千葉 肇    | 出  |
| 11    |        | 欠  | 23    | 齊藤 龍平   | 出  |
| 12    | 佐々木 秀一 | 出  | 24    | 飯野 正和   | 出  |

当日の欠席委員

11番 近江 清廣 委員

19番 高橋 康弘 委員

## 農業委員会事務局職員

|          |         |   |   |       |
|----------|---------|---|---|-------|
| 農業委員会事務局 | 事務局長    | 岩 | 瀬 | 司     |
|          | 総務係長    | 佐 | 藤 | 亨     |
|          | 農地振興係長  | 片 | 野 | 松 浩   |
|          | 総務係主査   | 佐 | 藤 | 絹 子   |
|          | 農地振興係主査 | 伊 | 藤 | 俊 一   |
|          | 農地振興係主査 | 柴 | 田 | 正 之   |
| 増田地域局    |         |   |   |       |
| 平鹿地域局    | 農委事務局主査 | 佐 | 藤 | 雅 彦   |
| 雄物川地域局   |         |   |   |       |
| 大森地域局    | 農委事務局主査 | 高 | 田 | 真 紀 子 |
| 十文字地域局   | 農委事務局主査 | 大 | 沼 | 美 奈 子 |
| 山内地域局    |         |   |   |       |
| 大雄地域局    | 農委事務局主査 | 照 | 井 | 理 香   |

議長

本日の出席者数は21名であります。  
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第4回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より  
14番 伊藤亨 委員  
15番 高橋尚也 委員  
の両名を指名いたします。

議長

日程2、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請案件は12件です。

「1番」から「3番」は、横手地域局管内からの申請です。

「1番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「2番」・「3番」は、自作地の一部を交換、一部を売買するものです。議案書2ページから議案書3ページに跨ります。

「4番」から「7番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

「4番」から「5番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。

「6番」は、合作地を贈与するものです。

「7番」は、知人間により贈与するものです。

「8番」は、雄物川地域局管内からの申請です。

「8番」は、宅地と同時に農地を買受し、新規就農するものです。

議案書4ページです。

「9番」・「10番」は、十文字地域局管内からの申請です。

「9番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。

「10番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「11番」・「12番」は、大雄地域局管内からの申請です。

「11番」・「12番」は、自作地相互の交換をするものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「48番」から「59番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

|     |   |
|-----|---|
|     | (特になし)  |
| 議長  | <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>   |
| 議長  | <p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 14 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長  | <p>全員賛成ですので、「議案第 14 号」については、許可することに決定いたします。</p>   |
| 議長  | <p>日程 3、議案第 15 号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>それではご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。</p> <p>事業計画変更の概要です。当初事業計画者は、自宅を新築して実家から独立することを計画し、昭和 58 年に農地法第 5 条による農地転用許可を受けておりました。しかしその後家庭事情が急変し、実家に留まらなければならない状況になってしまいました。そのため住宅建築は造成・整地工事の段階で中断し、現在に至っておりました。一方事業承継者は、現在アパート住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきており、自宅新築が急務となっております。通勤や保育園送迎を考慮し、現在のアパートの近隣地区で条件の良い土地を探したところ、本申請地を適地として選定しました。そのため中断している農地転用事業の承継者となり、事業計画変更を申請するものです。</p> <p>事業の実施状況です。所有権移転登記済み、造成・整地工事は完了しております。建物の建築工事は未着手です。</p> <p>土地概要です。申請地は「朝倉地区交流センター」から北東約 1.6 km に位置しております。地目変更登記はまだ行われていないため、登記地目は現在も「田」となっております。</p> <p>隣接地の状況は、北側は田、東側・西側は宅地、南側は市道となっております。</p> <p>被害防除については、建物の高さを調節し、緩衝地を設け、日照・通風に配慮する計画となっており、影響は無いものと思われまます。</p> <p>現地調査は、7 月 5 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。説明は以上です。</p> |
| 議長  | <p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>   |

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 15 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 15 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 4、「議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 10 ページをお開きください。申請件数は 2 件となっております。

「1 番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、事業拡張に伴い、資材置場の増設を必要としています。作業場に近い宅地・雑種地等を探しましたが適地が無く、作業場に隣接した本申請地を適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「朝倉地区交流センター」から北西約 1.6 km に位置しており、登記地目は「畑」、現況地目は「田」となっています。隣接地の状況は、北側・南側は宅地、東側は市道、西側は法定外公共物を挟んで宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下による排水、及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、東側・西側・南側は市道面及び隣接地と同一高さにし、北側は法面保護をする計画となっており、影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区からさしつかえない旨の意見書が交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7 月 5 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「2 番」は、山内地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用

地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、秋田自動車道 4 車線化工事における、下り線構築工事を受注しました。現場へ向かう道路が狭く、大型車両が通過できない曲がり角があるため、曲がり角を広げるために農地を工事用道路として一時転用しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「JR 黒沢駅」から北西約 200m に位置しており、地目は登記・現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、東側・北側は市道、西側は宅地、南側は畑となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は側溝へ放流する計画です。

被害防除については、土地の境界を区分けし隣接地へ土砂や車両のはみ出しがないよう配慮する計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであることから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6 月 30 日、高橋正也委員と事務局で実施しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 16 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 16 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 17 号 農用地利用集積計画審議について」を上程い

たします。

議長

はじめに「整理番号 759 番」は、議席番号 8 番 丹波賢太郎委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 8 番 丹波賢太郎委員 一時退席)

議長

「整理番号 759 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。「整理番号 759 番」につきましては、議案書 19 ページになります。

農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 19 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付ける予定となっております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 759 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 759 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 8 番 丹波賢太郎委員 着席)

議長

次に、「整理番号 780 番」は、議席番号 15 番 高橋尚也委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 15 番 高橋尚也委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 780 番」について、事務局の説明を求めます。

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>それでは説明いたします。「整理番号 780 番」につきましては、議案書 22 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7月19日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付けるものとなっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>             |
| 議長  | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>  |
| 議長  | <p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 780 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長  | <p>全員賛成ですので、「整理番号 780 番」については、承認することに決定いたします。</p> <p>退席委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 15 番 高橋尚也委員 着席)</p>  |
| 議長  | <p>次に「整理番号 789 番、792 番、793 番」は、議席番号 23 番 齊藤龍平委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 一時退席)</p>  |
| 議長  | <p>「整理番号 789 番、792 番、793 番」について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは説明いたします。「整理番号 789 番、792 番、793 番」につきましては、議案書 23 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7月19日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付ける予定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長  | <p>事務局の説明が終わりました。</p>  |

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 789 番、792 番、793 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 789 番、792 番、793 番」については、承認することに決定いたします。  
退席委員の入場を認めます。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号 710 番」から「整理番号 817 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 14 ページになります。所有権移転になります。

「整理番号 710 番」から「整理番号 714 番」までの 5 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

続きまして、議案書 15 ページになります。相対による利用権設定になります。

「整理番号 715 番」から議案書 17 ページの「整理番号 736 番」までの 22 件につきましては、新規設定が 10 件、再設定が 12 件となっております。

続きまして、農地中間管理事業になります。議案書 17 ページの「整理番号 737 番」から議案書 26 ページの「整理番号 817 番」までの議事参与案件を除く 76 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 19 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、未相続地である共有に係る利用権設定につきましては、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 710 番」から「整理番号 817 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 710 番」から「整理番号 817 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 17 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。今月は 8 件の申請があり、いずれも現在農地中間管理機構である秋田県農業公社が貸付けしている農家の利用権について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があることが認められることから別の農家に移転するものでありまして、今後、促進計画作成の要請を受けた機構が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、8 月 29 日付けで県が公告するものとなっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。

「議案第 18 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 18 号」については、承認することに決定いたします。

議長

日程 7、「報告第 5 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それでは説明します。議案書 32 ページをご覧ください。報告件数は全部で 7 件となっております。横手地域局管内が 2 件、平鹿地域局管内が

2 件、十文字地域局管内が 1 件です。

まず「1 番」についてです。照会地は、「朝倉地区交流センター」から北東約 1 km に位置しています。隣接地の状況は、北側は山林、西側は畑、南側は宅地、東側は法定外公共物となっています。

土地の状況です。204 番、222 番、263 番については、申請者の祖父の代に居宅及び小屋が建てられたとのことです。261 番については、昭和 55 年頃、申請者の父が町内会館用地として貸し付けたとのことです。264 番については、昭和 40 年頃、申請者の父が建設省の官舎用地として貸し付けたとのことです。いずれも、農地転用申請が必要であることを知らずに行われたものと思われます。現在も、204 番、222 番、263 番については居宅及び小屋が現存しており、261 番、264 番については建物の基礎が残っており、それ以外の地番については山林・原野化が進行しており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、6 月 8 日、佐藤省美委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 8 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2 番」についてです。照会地は、「朝倉地区交流センター」から北東約 1.3 km に位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、東側は県道、西側は田、南側は宅地となっています。

土地の状況です。昭和 46 年 5 月に、農地法第 5 条による転用許可を受けております。昭和 48 年に許可内容に従って住宅が完成しましたが、地目変更登記が必要であることを知らずにいたものと思われます。当該住宅は、昨年火災で焼失しました。今年になり焼け跡が撤去され、現在は更地になっています。砂利交じりの更地であり、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、6 月 8 日、佐藤省美委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 8 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3 番」についてです。照会地は、「秋田県平鹿地域振興局」から南東約 1 km に位置しています。隣接地の状況は、西側は宅地、北側は現況宅地、南側・東側は法定外公共物を挟んで現況宅地となっています。

土地の状況です。平成 14 年、隣接地所有者の希望により、住宅・作業場敷地として貸し付けたとのことです。農地転用許可が必要な土地であるという認識がなかったとのことです。現在も砂利敷きで宅地の一部となっており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、6 月 14 日、堀江一彦委員、高橋尚也委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 14 日付けで記載のとおり報告しています。

議案書 33 ページをご覧ください。次に「4 番」についてです。照会地は、「里見地区交流センター」から北東約 900m に位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、東側・南側・西側は農地となっています。

土地の状況です。昭和 49 年頃、申請者の亡くなった父が、農地転用許可が必要であることを知らずに家屋を建築したとのことです。現在も住宅が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5 月 30 日、菅原一太郎委員、松井覚推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 6 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「5 番」についてです。照会地は、「栄地区交流センター」から北西約 1.7 km に位置しています。隣接地の状況は、北側は大沼、東側は宅地、南側は県道、西側は農地となっています。

土地の状況です。平成 14 年頃、申請者の亡くなった父が、農地転用許可が必要であることを知らずに隣接地の設備業者へ資材置場として貸し付けたとのことです。現在も一部は資材置場として使用されており、他の部分は原野化しており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5 月 31 日、佐藤勇委員、鈴木勉推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 1 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「6 番」についてです。照会地は、「里見地区交流センター」から南約 500m に位置しています。隣接地の状況は、北側・東側は宅地、南側は原野、西側は市道となっています。

土地の状況です。かつては、申請者の叔父の家屋が建っていました。農地転用許可が必要であることを知らずに建てられたものと思われます。その後、叔父が施設へ入居したため、家屋は平成 21 年に解体されました。叔父が亡くなり申請者が相続しましたが、申請者は県外に居住しており利用・管理することができず、雑草・雑木が生い茂っている状況です。農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、6 月 9 日、菅原一太郎委員、鈴木勉推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 13 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「7 番」についてです。照会地は、「十文字地域局」から北西約 300 m に位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、東側・西側・南側は宅地となっています。

土地の状況です。昭和 37 年、申請者の亡くなった父が農地法第 5 条による転用許可を受けております。昭和 41 年に許可内容に従って住宅を建築しましたが、地目変更登記が必要であることを知らずにいたものと思われます。現在も住宅が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、6 月 9 日、齊藤龍平委員、新山武推進委員、佐々木一誠推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 12 日付けで記載のとおり報告しています。

報告は、以上です。

|    |  |
|----|--|
| 議長 | <p>事務局の報告が終わりました。<br/>これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p> |
| 議長 | <p>この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>                              |
| 議長 | <p>ご質問がないようですので、「報告第5号」の報告を終わります。</p>  |
| 議長 | <p>以上をもちまして、第4回総会を閉会します。<br/>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(10時34分) 閉会</p>              |

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和5年7月18日

議 長 飯野 正和

---

署名委員 伊藤 亨

---

署名委員 高橋 尚也

---